

魚津市告示第147号

魚津市放課後児童健全育成事業実施要綱の一部改正について  
魚津市放課後児童健全育成事業実施要綱（平成22年魚津市告示第25号）の  
一部を次のように改正する。

令和4年12月21日

魚津市長 村椿 晃

第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

（電子情報処理組織による電子申請等）

第9条 第5条第1項の規定による申請は、魚津市行政手続等における情報  
通信技術の利用に関する条例（令和3年魚津市条例第2号）及び魚津市行  
政手続等における情報通信技術の利用に関する条例施行規則（令和3年魚  
津市規則第2号）で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うこ  
とができる。

附 則

この告示は、令和4年12月21日から施行する。